

視聴履歴等の取扱いに係る検討
に対する御意見について
(1. 通知・同意取得のあり方 関連)

平成29年3月13日

事務局

	御意見の内容
衛星放送協会	<p>契約については、共通の有料放送の契約約款がある。約款または付帯する書面での同意の取り方として望ましいのは、事前の一括同意もしくは包括同意だと考える。</p> <p>また、プライバシーの問題というのは、社会情勢と理解で変わっていくので、最初に過度な制限をかけるよりは、都度柔軟に対応できるような仕組みと指針とのバランスについて、分かりやすく取りまとめてもらえたら良いのではないか。【第5回WG御発言要約】</p>
電子情報技術産業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報に該当しない視聴関連情報等も存在することを、用語の定義で明確化して欲しい。現行の書きぶりでは、一般に認知されている視聴関連のデータのすべてが個人情報であるかのように読めてしまうため、個人情報に該当するか否かにかかわらず一律の取り組みがなされるべきものと解釈される余地がある。 ・ 「指針等における基本的な考え方」について、必須項目・望ましい項目・ご参考(ベストプラクティス等)の線引きを表記上、明確化して欲しい。 ・ 特定の個人に紐付かない視聴関連個人情報や視聴履歴を扱う場合においてもプライバシー保護等の配慮がなされるべきだが、個人に紐付く情報を扱う場合と一括りにはできないと考えている。 同意取得にまつわる配慮については、受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者(以下「事業者」と総称)が、対応可能な範囲で実施するものになると考えている。 理由1: 同一のテレビ上で視聴履歴を取得しようとする事業者が複数いることが想定されるが、ハードウェアなどで統一的なインターフェースを用意するのは開発費及び仕組みの運用費負担の分担の問題もあるため現実的ではない。 理由2: 既に普及しているインターネット対応テレビで実現できる範囲にする必要がある。 ・ 今後のWGで議論される内容についても、上記については同様の考えであっていただきたい。 ・ 今後のWGで、受信機の実装に影響を及ぼす議論をする場合、会議資料はできるだけ早期に展開いただきたい。

	御意見の内容
日本放送協会	<p>平成29年2月8日の視聴者プライバシー保護WG第5回会合の際に、央戸主査から求められた「視聴履歴等の取扱いに係る検討について(1. 通知・同意取得のあり方)」に関する意見は以下のとおりです。</p> <p>先ず、全体を通じての意見です。NHKは、従来から現行の個人情報保護法や総務省が定めた「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」に則り、個人情報保護に関する規程類を定めて個人情報保護に取り組んできました。改正法の施行に当たっても、法律や共通ガイドライン、放送分野ガイドラインに合わせて規程類を見直し、取り組みを進めていきます。今、WGで議論されている視聴履歴の取扱いに関する本人の同意の取得方法については、放送分野ガイドライン上、「認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針や業界団体の自主ルールなど下位のルール」に委ねられるとされています(放送分野ガイドライン解説7-2-1)。放送分野ガイドライン案は今月15日まで募集していたパブリックコメントを経て確定することになっておりますので、現在、WGで議論されているのはガイドラインよりも下位の内容についてであり、法令上の拘束力を生じる性質のものではないと理解しております。「視聴履歴等の取扱いに係る検討について」に関しては、NHKの個人情報保護に関する規程類を見直す際、参考に出来る部分を参考にさせていただきたいと考えます。</p> <p>次に、2月8日の会合の際には、受信契約を結ぶ際、本人の同意も取得してはどうか、というご意見があり、同意取得の方策として簡便な方法の一つだと認識しています。この場合、既に受信契約を結んでいる世帯への対応が課題となると考えます。また、実際に視聴者の皆様のご自宅を訪問する訪問員が視聴履歴取得の同意についてまで説明できるようになるまでには、相当程度の時間をかける必要があります。今後、同意取得について検討していくのに当たっては、これらの課題も念頭に置く必要があると考えております。</p> <p>また、WGではテレビ画面そのものなど受信機を使った同意取得の方法についても議論され、今回の資料にも記載があります。この件については、まずはどんなことが技術的に可能なのか、受信機メーカーや放送事業者の見解を踏まえた上で検討を進めていくことが必要と考えます。</p>
日本民間放送連盟	<p>当連盟の加盟事業者に意見を聞き、以下の要望をとりまとめました。今後のワーキンググループなどでの議論に反映いただくようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①個人情報に紐づき総務省ガイドラインの主たる対象となる「視聴履歴」(個人、日時、番組を特定)、②個人情報に紐づく「視聴関連個人情報」、③個人情報に紐づかないその他視聴関連データ、の取扱いはそれぞれ明確に峻別して議論されるべきと考えます。 したがって、資料1ページ「3. 指針等のあり方に関する留意すべき指摘」の記述「特定の個人に紐付かない視聴関連個人情報や視聴履歴…」は、誤解を招かないよう、表現を修正すべきと考えます。 ● 資料7、8ページの参考1「通知・同意に係るインターフェース・デザイン」、参考2「基本的な画面遷移パターン」は、過去の総務省の調査研究に基づく内容とのことですが、ユーザーインターフェースは事業者が検討する事柄であり、総務省のWGのとりまとめに記載する必要はないと考えます。したがって、資料7、8ページは削除することが適切と考えます。 ● 「認定個人情報保護団体による指針等を検討する際の参考に資する」との目的で総務省のWGで検討している趣旨に鑑み、<u>改正個人情報保護法および放送分野ガイドラインで「義務」とされていない項目については、「～しなければならない」、「～する必要がある」などの断定的な表現を避け、「～することが望ましい」などの表現に改めるべきと考えます。</u>
放送サービス高度化推進協会	<p>当協会は地上波放送事業者、衛星放送事業者、放送関連サービス事業者、受信機器関連メーカー等、業界横断的な団体として活動しておりますが、今回の視聴履歴等の取扱いに係る指針等の策定に当たり検討することが望ましい論点につきましても、一義的に各業界の団体等において検討されるものと思料しております。</p> <p>なお、当協会がテレビ受信機器の技術規格について一義的な検討を行う場となっていることから、<u>テレビ受信機器の技術規格に係る事項について当該指針等に記載される可能性が予見される場合には、当該技術規格に係る事業者、受信機器メーカー等のご意見を十分に踏まえた検討がなされるよう要望致します。</u></p>